平成２４年（フ）第３２号
福岡県大牟田市本町５丁目８番地21　リッツドミール503号
債務者　大坪　優子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第２９号
佐賀県伊万里市大川町大川野2775番地２
債務者　藤本とし子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第６８号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲225番地１
債務者　小林　啓子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第２２号
鹿児島県枕崎市塩屋北町489番地
債務者　田中　俊一
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第２３号
鹿児島県枕崎市塩屋北町489番地
債務者　田中加奈子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第６７号
北海道勇払郡安平町早来栄町109番地５
債務者　小西　敏博
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第８号
秋田県能代市末広町８番19号
債務者　畠　　淳子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第１７号
秋田県由利本荘市一番堰131番地１　齋藤アパート
債務者　本間　房子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第１６０９号
京都市右京区西京極東池田町88　金沢佳代子方、住民票上の住所大阪府寝屋川市石津中町２番17号
債務者　福田　光佐
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８２１号
大阪市西淀川区花川２丁目４番33号フラワーハイツ407号室、前住所大阪市西淀川区姫里２丁目９番29―601号
債務者　喜多　　優
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８４４号
大阪府高槻市清福寺町25番１号
債務者　石﨑　静代
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８５４号
大阪府摂津市正雀３丁目６番３―105号
債務者　檀上　芳子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９６６号
大阪市淀川区十三本町１丁目４番18号
債務者　仲前　正彦
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０４３号
大阪府高槻市栄町３丁目９番14号
債務者　植前　秋惠
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３１２号
大阪府茨木市美穂ケ丘19番Ｂ―1002号
債務者　澤田　憲孝
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３５３号
大阪市東淀川区東中島５丁目12番１―201号
債務者　三原冨玖子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３７３号
大阪府寝屋川市萱島信和町17番１―311号
債務者　山北美惠子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３９７号
大阪市西淀川区姫島５丁目15番９号　アニマート姫島404号室
債務者　樋口　数廣
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部